（作成要領）　管理用地使用許可申請書

管理用地使用許可申請書は、土地区画整理区域内の**施行者が管理する道路や土地を占用または一時的に使用する場合**に必要となる届出です。下記のとおり提出書類が必要となります。

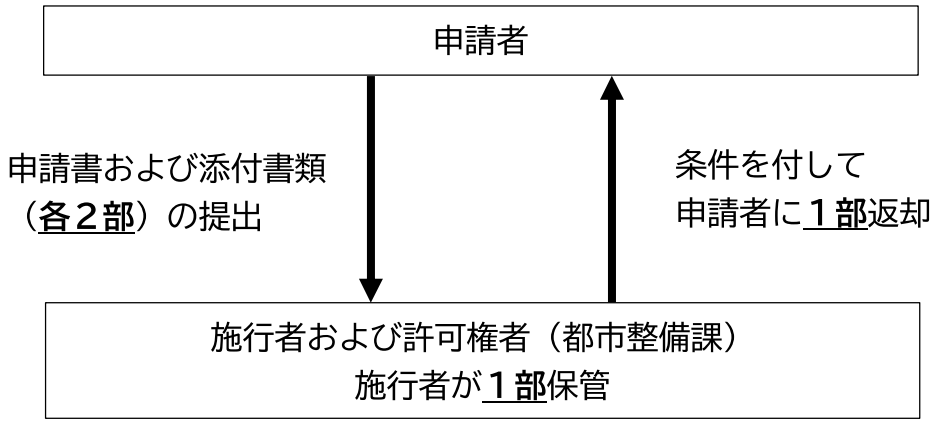
〇管理用地の使用例

上水道給水管布設工事、下水道汚水（取付）管布設工事、ガス引き込み埋設工事、電柱撤去・設置工事等による占用、及び建設工事等に伴う道路等の一時使用、鉄板設置など。

〇提出書類一覧表

図書等	注意事項
１．管理用地使用許可申請書	・使用場所の所在地が道路の場合、「〇丁目△番地先」のように記入してください。
２．位置図	・住宅地図（縮尺１／２５００程度）または仮換地案内図（都市整備課窓口にて交付）等に施工箇所を記載してください。
３．平面図	・縮尺１／５００以下で申請場所の状況が分かる図面
４．工事仕様書	・工事を行う場合は、仕様書を添付してください。
５．構造図	・管布設工事等で道路を掘さくする場合には、舗装構成、排水溝等形状、寸法（掘さく面積等）を記入してください。 ※舗装構成が分からない場合はお問い合わせください。
６．復旧図	・道路を掘さくする場合には、復旧図を記入ください。 ・掘さく場所から１．２メートル以内に既存の絶縁線がある場合は、絶縁線を含むすべてを復旧範囲としてください。 ・JR 半田駅前土地区画整理事業地内の舗装復旧は道路全幅員の復旧としてください。
７．交通規制図	・通行止めなどの交通規制を伴う工事を行う場合には誘導員や標識の配置、および迂回路を図示してください。 ※交通規制期間をなるべく短くし、工事期間等を周知するなど、近隣住民への配慮をお願いいたします。
８．現況写真	・工事箇所や舗装復旧範囲が分かるように記入ください。
９．工程表	・工期が１か月を超える場合は、ご提出ください。
１０．その他資料	・管理用地の使用方法に応じて、資料が必要な場合があります。詳しくは都市整備課にお問い合わせください。

〇手続きの流れ



〇その他

1. 申請書および添付書類は**各２部**ずつ提出して下さい。
2. 提出書類については、１部を保管用とし、１部を許可証として条件を付して返却します。申請後の審査は**２週間程度**掛かります。
3. 仮換地内において、土地の形質の変更（切土、盛土など）や建築物その他工作物（塀、擁壁など）の新築、改築もしくは増築、重量が５トンをこえる移動の容易でない物件の設置若しくはたい積をする場合には、土地区画整理法第７６条の規定による許可申請を提出する必要があります。

その他、ご不明な点がございましたら、下記、電話番号もしくはメールアドレスにご連絡ください。
半田市役所　都市整備課【３階１８番窓口】
電話：0569-22-8851（都市整備担当　中心市街地）
　　0569-22-9302（都市整備担当　乙川中部）
メールアドレス：toshiseibi@city.handa.lg